

出席停止について

お子様の病気は学校感染症に該当するため、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止といたします。この期間は欠席扱いにはなりません。主治医の指示に従い、家庭で十分療養していただくようお願いします。

なお、医師による許可が出て登校される際には、下記の治ゆ報告書に記入の上、担任まで提出してください。（報告書は、医師の許可を受けた後に保護者の方が記入してください。）

----- き り と り せ ん -----

治ゆ報告書

愛知県立大府もちのき特別支援学校長 殿
(桃花校舎)

下記のとおり登校を許可されましたので、報告します。

病 名	
出席停止期間	月 日 ~ 月 日
登校許可日	月 日 より登校可
受診医療機関	病院名 電話番号

年 組 生徒氏名

保護者氏名